

## 定期積金「みらい」

令和8年6月17日現在

項目	内容		
商品名	定期積金みらい		
ご利用いただける方	・個人の方 ・事業者の方（法人、個人事業主）		
掛込み金額	・個人の方：30,000円以上（1,000円単位） ・事業者の方：50,000円以上（1,000円単位）		
ご契約期間	3年		
掛金の払込み方法	口座振替（普通預金もしくは当座預金からの自動振替により掛金の払込みができます。）		
払戻方法	満期日（払込みが遅れた場合は繰延満期日）以後に給付契約金をお支払いします。		
お預入利率	固定金利		
適用利率	<p>・次の①～⑤の取引条件のうち2つ以上あてはまる場合、適用利率を年1.00%として満期日まで適用します。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>&lt;個人の方&gt;</p> <p>①当金庫会員の方 ②給与振込、年金受取のいずれかご利用中の方 ③クレジットカードの口座引落のある方 ④住宅ローン契約のある方 ⑤消費者ローンまたはカードローン契約のある方</p> </td> <td> <p>&lt;事業者の方&gt;</p> <p>①当金庫会員の事業者の方 ②給与元請契約のある事業者の方 ③売上代金入金のある事業者の方 ④クレジットカードの口座引落のある方 ⑤若志の会会員または ネオ・リーダーズアカデミーを受講する事業者の方</p> </td> </tr> </table> <p>・取引条件にあてはまらない場合（該当条件が1項目を含む）、契約時の店頭表示金利を適用利率として満期日まで適用します。&lt;個人の方、事業者の方共通&gt;</p>	<p>&lt;個人の方&gt;</p> <p>①当金庫会員の方 ②給与振込、年金受取のいずれかご利用中の方 ③クレジットカードの口座引落のある方 ④住宅ローン契約のある方 ⑤消費者ローンまたはカードローン契約のある方</p>	<p>&lt;事業者の方&gt;</p> <p>①当金庫会員の事業者の方 ②給与元請契約のある事業者の方 ③売上代金入金のある事業者の方 ④クレジットカードの口座引落のある方 ⑤若志の会会員または ネオ・リーダーズアカデミーを受講する事業者の方</p>
<p>&lt;個人の方&gt;</p> <p>①当金庫会員の方 ②給与振込、年金受取のいずれかご利用中の方 ③クレジットカードの口座引落のある方 ④住宅ローン契約のある方 ⑤消費者ローンまたはカードローン契約のある方</p>	<p>&lt;事業者の方&gt;</p> <p>①当金庫会員の事業者の方 ②給与元請契約のある事業者の方 ③売上代金入金のある事業者の方 ④クレジットカードの口座引落のある方 ⑤若志の会会員または ネオ・リーダーズアカデミーを受講する事業者の方</p>		
お利息（給付補填金）	満期日以後に給付契約金とともにお支払いします。		
お利息の計算方法 （付利単位100円）	給付補填金のご契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。		
満期日以降のお利息	満期日以後のお利息は、解約日における店頭表示の普通預金利率によって計算します。		
税金	給付補填金には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※法人のお客さまには、2016年1月1日以降、お支払するお利息から地方税5%の特別徴収は行われておりません。		
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。（または窓口にお問い合わせください）		
払込み遅延の場合	払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または、当初契約時の店頭表示金利（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。		

定期積金みらい

商品概要説明書

項 目	内 容
中途解約時のお取扱い	<p>満期日前にご解約される場合は、下記の払込期間に応じた期限前解約利率によりお利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。</p> <p>【期限前中途解約利率】(小数点第4位以下切り捨て)</p> <p>(1) 初回払込日からご解約日までの期間が1年未満の場合は、約定年利回り×30%</p> <p>(2) 初回払込日からご解約日までの期間が1年以上の場合は、約定年利回り×60%</p>
譲渡、質入れ	<p>譲渡、質入れすることはできません。</p> <p>ただし、当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承認する場合は、「質権設定承諾事務取扱規程」に基づいてのお取扱いとなります。</p>
手数料	再発行手数料 証書1件につき1,100円
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。</p> <p>【紛争解決措置】</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後、定期積金の満期金を契約期間1年の定期預金にお預け入れした場合、預入日の店頭表示金利に年0.20%を上乗せし、次回満期日まで適用します。</li> <li>※店頭表示金利および上乗せ幅は、金利情勢等の変化により予告なく内容を変更または取扱いを中止する場合があります。</li> <li>・この預金は「定期積金（スーパー積金）規定」よりお取扱いいたします。</li> <li>・「スーパー積金」の商品概要説明書もご確認ください。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます。</li> <li>・預金保険法に定める保険事故が生じた場合は、相殺することができます。</li> </ul>

定期積金みらい